

## 第1 管理計画区設定方針

暑寒別天売焼尻国定公園は、5町2村（厚田村、浜益村、新十津川町、雨竜町、北竜町、増毛町、羽幌町）に広がり、面積43,559haを有する、平成2年8月1日に指定された国内で最も新しい国定公園である。

本公園区域は石狩、空知、留萌の3支庁にまたがり、暑寒別山系と雄冬地区の海岸部、送毛・濃昼地区の海岸部及び日本海に浮かぶ天売島・焼尻島の3団地から構成されており、公園区域も広域にわたっていることから、次の管理計画区に分けて管理指針を策定する。

(図-1 暑寒別天売焼尻国定公園管理指針計画区及び保護計画図参照)

- (1) 暑寒別・雄冬地区
- (2) 送毛・濃昼地区
- (3) 天売・焼尻地区

## 第2 暑寒別・雄冬地区管理計画区

### 1 地域の概要（公園の概況）

暑寒別・雄冬地区は、暑寒別山系の暑寒別岳、南暑寒岳、群別岳、浜益岳、雄冬山、天狗岳などを中心とした山岳景観や東西3km、南北2.5kmに広がる雨竜沼湿原及び海食崖が発達する海岸部からなる地域である。

主な地形・地質は暑寒別山系を中心とした山岳と日本海に面した100mを越す断崖が26km以上にわたり連続する海岸で、新第三紀の堆積岩類と第四紀の火成岩類に覆われている。

植生は、暑寒別山系では110を超える高山植物が確認されており、固有種であるマシケゲンゲ、マシケオトギリなどのほか、キバナシャクナゲ、チングルマ、シナノキンバイ、エゾツツジなどが見られる。暑寒別岳山頂部にはお花畑が広がり、群別岳、天狗岳及び雄冬山等の山頂や稜線部には、コケモモハイマツ群落が発達している。この中には、道南地方と隔離して分布しているイワナシが生息しており、学術的価値は極めて高い。海岸部では、標高300m付近までの大部分が山火事跡であり、ダケカンバを主とする広葉樹の二次林や風衝地ではササ群落になっているところが多い。

また、雨竜沼湿原は、南暑寒岳、恵岱岳及び群馬岳に囲まれた標高約850mの恵岱別溶岩台地上に発達した山地型湿原であり、湿原の中央部にはペンケペタン川が東西に蛇行し、その両側には100以上の池塘が点在し、水面には浮島が見られる。池塘にはネムロコウホネなど、小川にはミズバショウ、エゾノリュウキンカなどが見られ、その周辺の湿地にはミズゴケ類、スゲ類やヒオウギアヤメ、ツルコケモモなどの湿原性植物が群生している。これらとともにハクサンチドリ、ミヤマリンドウなどの高山性植物が混交して生息するという特異性を有する。

また、野生生物については、ヒグマやキタキツネなどのほ乳類、ウグイス、ノゴマなどの鳥類のほか雨竜沼湿原には「雨竜沼タイプ」として知られるベニヒカゲなどの昆虫類が生息している。

利用形態は、暑寒別山系では夏季に登山、キャンプ、ハイキングといった自然探勝、雄冬海岸では柱状節理や海食崖景観の展望や釣りなどで、日帰り又は通過型利用が大部分を占め、利用時期も夏期に集中する一季型利用となっている。

### 2 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア 風致景観の特性及び保全対象

- (ア) 暑寒別岳（1,491m）を主峰に群別岳、南暑寒岳、雄冬山、天狗岳、浜益岳、浜益御殿などの山岳景観
- (イ) 雨竜沼などの山岳高層湿原

- (ウ) 断崖が連なる雄冬海岸の海食崖景観
- イ 保全対象の保全方針
  - (ア) 本地域の優れた自然環境及び風致景観を適切に保護するために、従来からの取扱いを勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。
  - (イ) 本地域の主要な構成要素である海食崖景観及び山岳景観を保全する。
- (2) 利用に関する方針
  - ア 利用の特性及び利用方針
    - (ア) 本地域の特徴としては、農林業及び水産業と深い関わりがあるため、これら産業との調整について検討する。
  - イ 利用施設の整備及び管理方針
    - (ア) 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路、歩道（登山道）、駐車場等について、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策などを図る。
    - (イ) 利用拠点や周辺地域及び道路沿いの自然景観との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩等のあり方や電力、電話線の埋設化等について検討する。
    - (ウ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃等について推進を図る。
  - ウ 利用の指導及び利用規制方針
    - (ア) 快適な利用と自然とのふれあいを進めるため、自然探勝、登山等の公園利用の推進や無秩序な利用の規制などについて検討する。

### 3 風致景観の管理に関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）」及び「北海道国定公園許可届出等事務取扱要領（平成16年5月10日付け自然第233号）」によるほか、原則として次の取扱方針に適合するよう指導する。

#### ア 特別地域に係る取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① 基本方針 周辺の自然環境と調和が図られるよう指導する。 なお、日本海及び海食崖の展望に著しい支障となる建築物は認めない。 ② デザイン、色彩等 建築物の新、改、増築については、落ち着いた形態とする。           ア) 屋根の形状 原則として勾配のある形状（切妻、寄棟等）とするが、無落雪などのためやむを得ず陸屋根とする場合には、落ち着いたデザイン、色彩等となるように配慮し、必要に応じて傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）等を付ける。           イ) 屋根の色彩 原則として、こげ茶色、赤錆色、暗緑色、群青色など周辺の自然環境と調和が図られる色彩とする。           ウ) 外壁の色彩 原則として、クリーム色、灰白色、茶色系統や自然材料のままの色彩とするなど周辺の自然環境と調和が図られる色彩とする。           エ) デザイン等

<p>(2) 道路</p> <p>(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等</p> <p>(4) 風力発電施設</p> <p>(5) その他の工作物</p>	<p>外部デザインは極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</p> <p>③ 修景緑化方法 建築物の周囲には、できる限り修景のための植栽を行うものとする。</p> <p>① 基本方針 周辺の自然環境と調和が図られるよう指導する。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。 また、防雪柵やロックフェンス等の工作物は極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色とする。</p> <p>① 基本方針 電柱等の新設に当たっては、周辺の環境を損なわないように配慮する。また、電力、電話の共架を指導するとともに、利用拠点では可能な限り地下埋設とするよう指導する。</p> <p>② 色彩 原則として灰色又はこげ茶色とする。</p> <p>① 基本方針 原則として許可しない。 ただし、風力発電施設の設置が眺望の対象等に著しい影響を及ぼすことがなく、風致景観の維持上の支障が少ないと判断される場合に、「自然公園法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成16年4月1日環自国発第040401001号 各都道府県知事あて環境省自然環境局長通知）に適合するよう指導する。</p> <p>① 基本方針 主要な道路及び利用拠点からの景観に配慮する。</p> <p>② 色彩等 色彩は、原則として灰白色系統又はこげ茶色系統とし、風致上重要な地区については、周囲の自然となじむような色彩となるよう、使用材料等について指導する。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線においては、自然環境に与える影響が少ない施業方法となるよう指導する。</p>
<p>3 土石の採取等</p> <p>(1) 鉱物の掘採</p> <p>(2) 土石の採取</p>	<p>原則として、業として行う大規模な鉱物の掘削は認めないものとする。</p> <p>原則として、業として行う大規模な土石の採取は認めないものとする。また、温泉ボーリングは、公益目的のあるもの以外は認めないものとする。ただし、温泉を共同利用するなど地域関係者の理解を得られるも</p>

	のはこの限りではない。
4 水面の埋立	原則として、漁港整備など公共事業及び農林水産業として必要な行為以外は認めないものとする。
5 広告物 (1) 指導標、案内板	<p>① 基本方針 公園利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板などの公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとなるよう指導し、公園全体で案内板等のデザインの統一を図る。</p> <p>② 設置場所 利用上の効果を考えて、適切な設置箇所を検討するとともに、展望や風致に支障がないよう配慮する。</p> <p>③ 規模、材料、色彩 規模は、必要最小限度とする。 材料は、極力木材等の自然材料を用いるよう指導する。 色彩は、原則として白、黒、こげ茶色を基調とする。ただし、シンボルマーク等の部分的な使用であれば、赤、青、緑等の原色であっても認める。</p>
(2) 営業用 広告物	<p>① 基本方針 公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の風致の保護に配慮する。</p> <p>② 設置場所 原則として、現に営業を行っている敷地以外には設置を認めないが、施設が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。また、多数設置される箇所においては、集合看板とする。</p> <p>③ 規模、材料、色彩 前記「(1) 指導標、案内板 ③」の取扱いに準じる。</p>

#### イ 普通地域に係る取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (建築物)	公園内の普通地域における建築物の新築、改築、増築に当たっては、周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建物の高さは、周囲の樹木の高さなどを考慮して、最高15mとする。

#### (2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領（平成16年2月20日付け自然第10443号）」によるほか、次の取扱方針による。

#### ア 単独施設

計画の種類	地 区	取 扱 方 針
-------	-----	---------

1 道路 (車道)	全路線	<p>車道の整備改良に当たっては、風致景観の維持を図るため、できる限り既存敷地内にとどめるよう努め、自然環境を損なわないよう配慮する。特に自然林内を通る部分の改良等に当たっては、必要に応じ環境調査等を行い、支障木の伐採等改変を最小限にとどめるなど、自然公園にふさわしい道路となるよう留意する。</p> <p>なお、工事の施工に当たっては、法面は張芝等により緑化するとともに、擁壁等の生じる部分には周囲の自然環境との調和に留意した施工とし、必要により自然石等の使用を検討する。</p> <p>附帯施設の取扱いは、第2、3、(1)、ア、1、(1)及び第2、3、(1)、ア、1、(2)と同様とする。</p>
	雨竜線 (一般道道暑寒別雨竜停車場線)	<p>本路線は、雨竜沼湿原及び暑寒別山系の登山口へのアプローチ道路であるが、大部分が未舗装の道路で、今後の交通量の増加に対応するため、線形拡幅等の整備のほか、舗装の整備に努めるとともに、周辺の自然環境や風致景観の保全に配慮した整備を行う。</p>
	(町道暑寒別線)	<p>本路線は、雨竜線(一般道道暑寒別雨竜停車場線)界から雨竜線(町道暑寒別線)終点までの町道である。雨竜線(一般道道暑寒別雨竜停車場線)の取扱方針と同様とする。</p>
	雄冬線 (国道231号線)	<p>本路線は、増毛町大<sup>おおべっかり</sup>別<sup>お</sup> 荊<sup>か</sup>から浜益村千代志別に至る国道で、<sup>お</sup> 通<sup>と</sup>年<sup>ねん</sup>通<sup>と</sup>行<sup>こう</sup>を図るため線形変更を含めた改良整備が終了している。今後の改良に当たっては、周囲の自然環境や海食崖景観等に配慮して施工する。</p>
	大別荊山道線 (国道231号線)	<p>本路線は、増毛町大<sup>あゆみこたん</sup>別<sup>あ</sup> 荊<sup>ゆ</sup>とを結ぶ大別荊山道線道路(旧国道)で、雄冬線道路(新国道)が通年通行に供用開始されたため、町道に移管された。現道は全線舗装されており、今後は必要最小限の改良にとどめ、周辺の自然環境に配慮する。</p>
2 道路 (歩道)	全路線	<p>附帯施設の取扱いについては、第2、3、(1)、ア、1、(1)と同様とする。</p>
	浜益御殿線	<p>本路線は、浜益村幌市街地から浜益御殿に至る登山歩道である。この登山歩道は計画路線であるが、将来の利用動向等を踏まえて整備を検討する。整備に当たっては、自然環境に配慮し、立木の伐採は必要最小限にとどめ、関係機関と調整を図る。</p>
	実田群別岳線	<p>本路線は、浜益村実田から群別岳に至る登山歩道である。この登山歩道は計画路線であるが、将来の利用動向等を踏まえて整備を検討する。整備に当たっては、自然環境に配慮し、立木の伐採は必要最小限にとどめ、関係機関と調整</p>

		を図る。
南暑寒岳登山線		本路線は、新十津川町幌加を流れる徳富川の上流部から南暑寒岳に至る登山歩道である。この登山歩道は計画路線であるが、将来の利用動向等を踏まえて整備を検討する。整備に当たっては、自然環境に配慮し、立木の伐採は必要最小限にとどめ、関係機関と調整を図る。
恵岱別雨竜線		本路線は、北竜町恵岱別から三段の滝を経て雨竜沼湿原に至る登山歩道であり、恵岱別から三段の滝付近までは林道が整備されているが、一般の利用者は少ない。残りの雨竜沼湿原までは計画路線であるが、将来の利用動向等を踏まえて整備を検討する。整備に当たっては、自然環境に配慮し、立木の伐採は必要最小限にとどめ、関係機関と調整を図る。
大別 苺 暑寒別岳線		本路線は、増毛町大別苺から天狗岳、雄冬山、浜益御殿、浜益岳、群別岳を経て暑寒別岳に至る登山歩道である。この登山歩道は計画路線であるが暑寒別山系の主要山岳地を經由して増毛町箸別、雨竜町国領、新十津川町幌加とを結ぶ主要登山歩道であるために、将来の利用動向等を踏まえて整備する。なお、整備に当たっては、自然環境に配慮し、立木の伐採は必要最小限にとどめ、関係機関と調整を図る。
暑寒沢雨竜線		本路線は、増毛町山の神（暑寒荘）から暑寒別岳、南暑寒岳、雨竜沼湿原を経て雨竜町（南暑寒荘）に至る、暑寒別山系では最も利用者の多い登山歩道であり、現在南暑寒荘から雨竜沼湿原に至る登山歩道が整備されており、今後も利用者の増加が見込まれるため、既設歩道の改良整備に当たっては、自然環境に配慮し、登山者の安全対策なども検討し、関係機関と調整を図る。
箸別線		本路線は、増毛町箸別から暑寒別岳に至る登山歩道で、探勝や暑寒別岳登山に利用されているが利用者数は少ない。将来の利用動向等を踏まえ、刈り払いの継続や指導標及び解説板の整備等について関係機関等と調整を図る。
天狗岳線		本路線は、増毛町岩尾から天狗岳に至る登山歩道である。この登山歩道は計画路線であるが、将来の利用動向等を踏まえて整備を検討する。整備に当たっては、自然環境に配慮し、立木の伐採は必要最小限にとどめ、関係機関と調整を図る。
黄金山登山線		本路線は、浜益村実田の兼平沢林道を利用して黄金山に至る登山歩道である。改良整備に当たっては、自然環境に配慮し、登山者の安全対策なども検討し、関係機関と調整を図る。



		<p>しながら、快適な利用が図られるよう進める。</p> <p>雨竜 雨竜町の雨竜沼湿原、南暑寒岳等への登山口の野営場で、雨竜町がヒュッテ、駐車場等を整備している。今後の整備に当たっては、既存の自然林の保全を図りながら、快適な利用が図られるよう進める。</p> <p>暑寒沢 増毛町山の神地区の暑寒別岳、南暑寒岳、雨竜沼湿原等へ至る登山口の野営場であり、簡易水道施設や炊事棟施設等が整備されている。今後の整備改良に当たっては、既存の自然林の保全を図りながら、快適な利用が図られるよう進める。</p> <p>雄冬 増毛町雄冬地区の野営場で、雄冬地区の拠点キャンプ場として整備されている。今後の改良整備に当たっては、この野営場は国道に面していることから、安全対策についても検討する。</p>
6 避難小屋	全地区	<p>暑寒別山系には暑寒別岳を始め、南暑寒岳、群別岳、浜益岳、雄冬山、天狗岳などがあるが、今後の登山歩道の整備の状況や利用者の動向等を踏まえて関係機関と調整を図りながら整備を進める。また、設置場所については風致景観上重要な稜線部及びハイマツー高山植物群落を避けるとともに周囲の自然になじむよう使用材料等についても検討する。</p> <p>なお、避難小屋(建築物)については前記第2の3の「(1)許可、届出等取扱方針」に準拠して行う。</p>
	浜益御殿	<p>浜益御殿線歩道と大別苧暑寒別岳線歩道との交点付近の避難小屋で、浜益御殿などの登山者のための避難小屋として整備を図る。</p>
	暑寒別	<p>暑寒沢雨竜線歩道の暑寒別岳と南暑寒岳の間付近の避難小屋で、暑寒別岳及び南暑寒岳などの登山者のための避難小屋として整備を図る。</p>
	天狗岳	<p>大別苧暑寒別線歩道と天狗岳線歩道との交点付近の避難小屋で天狗岳などの登山者のための避難小屋として整備を図る。</p>
	暑寒沢	<p>暑寒沢雨竜線歩道の起点の避難小屋で、暑寒別岳の登山者のための利用拠点の避難小屋として整備を図る。</p>
7 博物展示施設	全地区	<p>本国立公園や雨竜沼湿原などの自然解説や人文等について展示解説し、広く利用者に紹介する施設として整備を図る。</p>
	雨竜	<p>雨竜町(南暑寒荘)地区の計画博物展示施設であり、雨</p>

		<p>竜沼湿原や南暑寒岳などを訪れる利用者に対し、自然、登山に関する情報を提供するセンターとして整備し、自然解説活動の拠点としても機能させる。</p>
--	--	---

#### 4 地域の開発、整備に関する事項

##### (1) 自然公園施設

この地区の利用は自然探勝や登山、キャンプ、海水浴等が主体であることから、施設の整備に当たっては、周辺の風致景観や自然環境の保全に配慮し、自然とのふれあいの推進に資する施設、高齢者や障害者等も安全で快適に利用できる施設の整備を進め、適切な維持管理に努める。

また、既存施設の補修改良に当たっては、バリアフリー化の検討など、計画的に整備を進める。

##### (2) 一般公共施設

極力樹木の伐採が生じない内容にするなど風致の維持に十分留意して進める。

#### 5 利用者の指導等に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

本地域は、暑寒別岳を主峰とする標高 1,000m以上の山々が連なっている山岳地域とこれら山々の山麓がそのまま急斜面となって日本海に落ち込む海食崖地域などで変化に富んでおり、なかでも、南暑寒岳東部の台地上に発達した雨竜沼湿原は、山地型湿原としては我が国でも有数の面積規模を誇る自然観察の適地である。

このため、各種団体や関係機関が協力して、専門の講師による自然観察会、自然観察登山会、探鳥会等の行事が定期的で開催されるよう努める。

また、観光協会、公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関する資料の作成配布等を行い、自然解説、自然保護教育活動を行うこととし、地域の自然等を解説するための博物展示施設の整備について検討する。

##### (2) 利用の規制

###### ア スノーモバイル等車馬の乗り入れ規制

公園内における一般車両等車馬の乗り入れ規制区域の周知のために標識類を設置し、関係機関の協力を得ながら規制の徹底を図る。

###### イ 植生保護のための規制

雨竜沼湿原及び暑寒沢雨竜線歩道（登山道）一帯は、貴重な水性、湿原性、高山性植物が生育しているので登山道以外への立ち入りを行わないよう指導する。

###### ウ 野営の規制

駐車場と野営場の適切な管理を図る。また、野営場以外でのフリーの利用はゴミ散乱の原因にもなるので、排除に努める。

###### エ 静穏な環境等の維持

自然公園に相応しい静かな環境の維持に努める。特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送を行わないよう指導する。

###### オ 新しい利用形態への対応

歩くスキー、ホーストレッキング等は自然探勝、自然体験等の新しい利用形態と

して確立されてきているが、その一方、任意に動線を設定できることなどから、無秩序に行われる場合には、公園の風致の維持や野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼす恐れがあることから、利用者に対し、秩序ある利用が行われるよう指導する。

### (3) 利用者の安全対策

各種利用地区において危険が予想される場合は、防護柵や看板等を設置し利用者へ注意を喚起する。

暑寒別山系にはヒグマが生息しているために、登山者、森林管理署及び森づくりセンター職員等から目撃、足跡、フン情報などを収集し、利用者に注意を呼び掛ける。

また、災害等による登山歩道の危険箇所について情報収集に努め、速やかな措置を講じる。

## 6 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

本地域の美化清掃は、各公園利用施設、各事業施設については、それぞれの設置管理者の責任において実施されており、公共的施設については、地元町村が主体になって実施されている。今後はさらに利用者の増加が考えられるので、美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう、地域住民と関係機関が一体となって、一斉清掃日や清掃登山会等を行い、計画的に美化清掃に取り組む。

また、ゴミ・空き缶等の廃棄物の不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求める。

### (2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に生育する樹木と同種の樹木による修景植栽を基準に、周囲の森林植生と調和するよう事業者を指導する。道路等の法面については、早期緑化を図るため一般的な草本種を認めるが、この場合でも現地の植生状況を踏まえ、先駆種を選定、播種し、在来植生への移行を促進させる。

## 7 その他

### (1) 関係各種団体の指導育成

本区域は、自然保護教育活動や自然観察会等を行う場所として、最適の自然環境にあることから、地域の各種団体や自然保護団体が開催する自然観察会などの行事に対し、地元町村及び支庁を主体に、関係機関がこれに積極的に協力していく。

また、探勝歩道や登山歩道については、解説板等の施設の充実を図り、セルフガイド用のパンフレットの作成についても関係機関の協力のもとに進める。

### (2) 公園区域周辺の開発計画

公園区域の隣接地等における開発計画が公園の風致景観に支障を及ぼすおそれがあり、周辺の景観保全にも問題がある場合には、地元町村による都市計画又は景観保全条例等により対策を検討する。

### (3) 雨竜沼湿原の保全対策

雨竜沼湿原は比較的良好な状態に保たれているが、アプローチとなる雨竜線道路（一般道道暑寒別雨竜停車場線及び雨竜町道暑寒別線）や宿泊施設の整備によって利用者が増大しており、湿原内の木道沿いに踏み付けが発生している。このため、早急に既存の木道を補修整備し、湿原部分への立入を防止する。

なお、雨竜沼湿原の保全対策としては上記のほかに「雨竜沼湿原保全プラン」(H12.

3 北海道)に基づき、関係機関相互の協力のもとに保全対策を進める。

(4) 管理指針の再検討

本管理指針は、公園計画の変更等を踏まえ、必要に応じ改訂するものとする。

第3 送毛・濃昼地区管理計画区

1 地域の概要(公園の概況)

本地区は、浜益村<sup>びしやべつ</sup>毘砂別から厚田村<sup>やそすけ</sup>安瀬に至る海岸部が中心で安瀬山などの山麓が100m内外の急崖となって海に落ちこみ壮大な景観を呈し、厚田海岸には「ルーランの洞門」などの奇岩が連続するほか、柱状節理が発達している。

この地区の地質は、毘砂別、安瀬間では、ほぼ全域が新第三紀の安山岩系の毘砂別溶岩集塊岩層となっており、濃昼の集落地など一部地域に第四紀の沖積層が分布している。

野生生物については、キタキツネなどのほかうグイス、ノゴマ及びウミウ、オオセグロカモメなどの草原性及び海洋性の鳥類、昆虫類では安瀬山山麓でヒメギフチョウの生息が確認されている。

また、利用形態は、柱状節理や海食崖景観の展望などで、日帰りまたは通過型利用が大部分を占め、利用時期も夏期に集中する一季型利用となっている。

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

(ア) 断崖が連なる送毛・濃昼海岸の海食崖景観

イ 保全対象の保全方針

(ア) 本地域の優れた自然環境及び風致景観を適切に保護するために、従来からの取扱いを勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。

(イ) 本地域の主要な構成要素である海食崖景観を保全するための検討を行う。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

(ア) 本地域の特徴としては、農林業及び水産業と深い関わりがあるため、これら産業との調整について検討する。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(ア) 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路、駐車場等について、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策などを図る。

(イ) 利用拠点や周辺地域及び道路沿いの自然景観との調和を図るため建築物、看板類のデザイン、色彩等のあり方や電力、電話線の埋設化等について検討する。

(ウ) 公園の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃等について推進を図る。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(ア) 快適な利用と自然とのふれあいを進めるため、自然探勝等の公園利用の推進や無秩序な利用の規制等について検討する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)」及び「北海道国定公園許可届出等事務取扱要領(平成16年5月10日付け自然第233号)」によるほか、原則として次の取扱方針に適合するよう指導する。

ア 特別地域に係る取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
<p>1 工作物</p> <p>(1) 建築物</p> <p>(2) 道路</p> <p>(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等</p> <p>(4) 風力発電施設</p> <p>(5) その他の工作物</p>	<p>① 基本方針 本地区は、切り立った海食崖が続いているため、一部集落はあるが、これらの地区については、周辺の自然環境との調和を図るよう、規模、デザイン等について指導する。 なお、日本海及び海食崖の展望に著しい支障となる建築物は認めない。</p> <p>② デザイン、色彩等 建築物の新、改、増築については、落ち着いた形態とする。 ア) 屋根の形状 第2.3.(1).ア.1.(1).②.アと同様とする。 イ) 屋根の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).②.イと同様とする。 ウ) 外壁の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).②.ウと同様とする。 エ) デザイン等 第2.3.(1).ア.1.(1).②.エと同様とする。</p> <p>③ 修景緑化方法 第2.3.(1).ア.1.(1).③と同様とする。</p> <p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.1.(2).①と同様とする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 第2.3.(1).ア.1.(2).②と同様とする。</p> <p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.1.(3).①と同様とする。</p> <p>② 色彩 第2.3.(1).ア.1.(3).②と同様とする。</p> <p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.1.(4).①と同様とする。</p> <p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.1.(5).①と同様とする。</p> <p>② 色彩等 第2.3.(1).ア.1.(5).②と同様とする。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>第2.3.(1).ア.2と同様とする。</p>
<p>3 土石の採取</p>	

等	
(1) 鉱物の掘採	第2.3.(1).ア.3.(1)と同様とする。
(2) 土石の採取	第2.3.(1).ア.3.(2)と同様とする。
4 水面の埋立	第2.3.(1).ア.4と同様とする。
5 広告物	
(1) 指導標、案内板	① 基本方針 第2.3.(1).ア.5.(1).①と同様とする。  ② 設置場所 第2.3.(1).ア.5.(1).②と同様とする。  ③ 規模、材料、色彩 第2.3.(1).ア.5.(1).③と同様とする。
(2) 営業用広告物	① 基本方針 第2.3.(1).ア.5.(2).①と同様とする。  ② 設置場所 第2.3.(1).ア.5.(2).②と同様とする。  ③ 規模、材料、色彩 第2.3.(1).ア.5.(2).③と同様とする。

#### イ 普通地域に係る取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (建築物)	第2.3.(1).イ.1と同様とする。

#### (2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領（平成16年2月20日付け自然第10443号）」によるほか、次の取扱方針による。

#### ア 単独施設

計画の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全路線  厚田浜益線 (国道231号線)	第2.3.(2).ア.1の取扱いと同様とする。  本路線は、札幌及び留萌方面からの公園へのアプローチ道路で、切り立った海食崖、紺碧の日本海、緑あふれる山々を背景に、厚田・浜益の海岸線は日本海オロロンラインを形成しており、景観を眺望する主要幹線道路である。こ

	送毛山道線 (村道毘砂別 送毛線)	<p>のため、今後の交通量の増加に対応するために、線形拡幅工事等の整備のほか、防雪、防護柵、歩道、その他道路維持のための整備を図り、道路の改良に当たっては、周辺の自然環境や海食崖景観等に配慮して施工するものとする。</p> <p>本路線は、浜益村毘砂別地区から毘砂別園地及び送毛園地を經由して浜益村送毛地区に至る村道で、暑寒別山系や日本海の景観が眺望できる。現在、線形変更を含めた改良整備が進められており、極力立木の伐採が生じないように努めるほか、周辺の自然環境等に配慮して施工するものとする。</p>
2 園地	全地区  毘砂別  送毛	<p>第2. 3. (2). ア. 4の取扱いと同様とする。</p> <p>浜益村毘砂別地区の園地で、暑寒別山系と浜益海岸の展望利用等に伴う施設として整備してきたが、今後の利用者の動向等を見ながら改良整備を図る。</p> <p>浜益村送毛地区の園地で、送毛山道線道路（村道毘砂別送毛線）の改良工事が進められており、今後の利用者の動向等を見ながら、送毛山道沿いの自然探勝のための園地として整備を図るものとする。</p>

#### 4 地域の開発、整備に関する事項

##### (1) 自然公園施設

この地区の利用は海食崖景観の探勝や釣りなどが主体であることから、施設の整備に当たっては、周辺の風致景観や自然環境の保全に配慮し、自然とのふれあいの推進に資する施設、高齢者や障害者等も安全で快適に利用できる施設の整備を進め、適切な維持管理に努める。

また、既存施設の補修改良に当たっては、バリアフリー化の検討など、計画的に整備を進める。

##### (2) 一般公共施設

極力樹木の伐採が生じない内容にするなど風致の維持に十分留意して進める。

#### 5 利用者の指導等に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

各種団体や関係機関が協力して、専門の講師による自然観察会や海鳥観察会等の行事が定期的開催されるよう努める。

また、観光協会、公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関する資料の作成配布等を行い、自然解説、自然保護教育活動を行うとともに、解説板などの施設の充実を図ることとする。

##### (2) 利用の規制

###### ア 静穏な環境等の維持

自然公園に相応しい静かな環境の維持に努める。

## イ 自動車等の利用規制

一般車両による公園利用が多い地域であることから、主要利用拠点においては、適切な規模の駐車場を整備するとともに、園地等に自動車等が乗り入れしないよう、注意標識や車止め等の設置を行う。

### (3) 利用者の安全対策

各種利用地区において危険が予想される場合は、防護柵や看板等を設置し利用者へ注意を喚起する。

## 6 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

本地域の美化清掃は、各公園利用施設、各事業施設については、それぞれの設置管理者の責任において実施されており、公共的施設については、地元町村が主体になって実施されている。今後はさらに利用者の増加が考えられるので、美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう、地域住民と関係機関が一体となって、一斉清掃等を行い、計画的な美化清掃に取り組む。

また、ゴミ・空き缶等の廃棄物の不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求める。

### (2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に生育する樹木と同種の樹木による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するよう事業者を指導する。道路等の法面については、早期緑化を図るため一般的な草本種を認めるが、この場合でも現地の植生状況を踏まえ、先駆種を選定、播種し、在来植生への移行を促進させる。

また、草本種の播種のほか、当該地に生育する樹木の植栽についても検討する。

## 7 その他

### (1) 関係各種団体の指導育成

本区域は、自然保護教育活動や自然観察会等を行う場所として、最適の自然環境にあることから、地域の各種団体や自然保護団体が開催する自然観察会などの行事に対し、地元町村及び支庁を主体に、関係機関がこれに積極的に協力していく。

### (2) 公園区域周辺の開発計画

公園区域の隣接地等における開発計画が公園の風致景観に支障を及ぼすおそれがあり、周辺の景観保全にも問題がある場合には、地元町村による都市計画又は景観保全条例等により対策を検討する。

### (3) 管理指針の再検討

本管理指針は、公園計画の変更等を踏まえ、必要に応じ改訂するものとする。

## 第4 天売・焼尻地区管理計画区

### 1 地域の概要（公園の概況）

本地区は、日本海羽幌沖に浮かぶ天売島と焼尻島からなる。

天売島は、周囲12kmにおよび大半がササ草原となっており、エゾカンゾウ、エゾスカシユリ、ヤナギラン、オオバナノエンレイソウなどの大小の草本、灌木が季節により色とりどりの花を咲かせている。また、西海岸の海食崖地域ではウミネコ、ウミガラス、ケイマフリ、ウトウなどの海鳥類が3月から8月にかけて、大規模なコロニーを形成し、わが国有数の海鳥繁殖地となっており、国指定鳥獣保護区及び国指定の天然記念物にもなってい

る。

焼尻島は周囲12kmの緑の島で、130haの原生林に約5万本のイチイやミズナラなどが見事な自然林を形成しており、国指定の天然記念物に指定されている。

## 2 管理の基本的方針

### (1) 保護に関する方針

#### ア 風致景観の特性及び保全対象

(ア) 100mを越す断崖、奇岩が連なる天売島

(イ) オンコ原生林が広がる焼尻島

#### イ 保全対象の保全方針

(ア) 本地域の優れた自然環境及び風致景観を適切に保護するために、従来からの取扱いを勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。

(イ) 本地域の主要な構成要素である海食崖景観及び原生林を保全する。

### (2) 利用に関する方針

#### ア 利用の特性及び利用方針

(ア) 本地域の特徴としては、水産業と深い関わりがあるため、水産業との調整について検討する。

#### イ 利用施設の整備及び管理方針

(ア) 適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路、駐車場等について、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策等について検討する。

(イ) 利用拠点や周辺地域及び道路沿いの自然景観との調和を図るため建築物、看板類のデザイン、色彩等のあり方や電力、電話線の埋設化等について検討する。

(ウ) 公園の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃等について検討する。

#### ウ 利用の指導及び利用規制方針

(ア) 快適な利用と自然とのふれあいを進めるため、自然探勝等の公園利用の推進や無秩序な利用の規制等について検討する。

## 3 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）」及び「北海道国定公園許可届出等事務取扱要領（平成16年5月10日付け自然第233号）」によるほか、原則として次の取扱方針に適合するよう指導する。

#### ア 特別地域に係る取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① 基本方針 両島には漁業集落としての住宅、倉庫などが点在しており、地域毎に調和のとれた美しい集落形成となっているため、周辺の自然環境との調和を図るよう規模、デザイン等について指導する。 なお、日本海及び海食崖の展望に著しい支障となる建築物は認めない。  ② デザイン、色彩等 建築物の新、改、増築については、落ち着いた形態とする。 ア) 屋根の形状 第2.3.(1).ア.1.(1).②.アと同様とする。

	<p>イ) 屋根の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).②.イと同様とする。</p> <p>ウ) 外壁の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).②.ウと同様とする。</p> <p>エ) デザイン等 第2.3.(1).ア.1.(1).②.エと同様とする。</p>
(2) 道路	<p>③ 修景緑化方法 第2.3.(1).ア.1.(1).③と同様とする。</p> <p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.1.(2).①と同様とする。</p> <p>② 附帯施設の取扱い 第2.3.(1).ア.1.(2).②と同様とする。</p>
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等	<p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.1.(3).①と同様とする。</p> <p>② 色彩 第2.3.(1).ア.1.(3).②と同様とする。</p>
(4) 風力発電施設	<p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.1.(4).①と同様とする。</p>
(5) その他の工作物	<p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.1.(5).①と同様とする。</p> <p>② 色彩等 第2.3.(1).ア.1.(5).②と同様とする。</p>
2 木竹の伐採	第2.3.(1).ア.2と同様とする。
3 土石の採取等	
(1) 鉱物の掘採	第2.3.(1).ア.3.(1)と同様とする。
(2) 土石の採取	第2.3.(1).ア.3.(2)と同様とする。
4 水面の埋立	第2.3.(1).ア.4と同様とする。
5 広告物	
(1) 指導標、案内板	<p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.5.(1).①と同様とする。</p> <p>② 設置場所</p>

(2) 営業用 広告物	第2.3.(1).ア.5.(1).②と同様とする。
	③ 規模、材料、色彩 第2.3.(1).ア.5.(1).③と同様とする。
	① 基本方針 第2.3.(1).ア.5.(2).①と同様とする。
	② 設置場所 第2.3.(1).ア.5.(2).②と同様とする。
	③ 規模、材料、色彩 第2.3.(1).ア.5.(2).③と同様とする。

イ 普通地域に係る取扱方針

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (建築物)	第2.3.(1).イ.1と同様とする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領（平成16年2月20日付け自然第10443号）」によるほか、次の取扱方針による。

ア 単独施設

計画の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全路線	第2.3.(2).ア.1の取扱いと同様とする。
	天売島周回線 (道道天売島線)	本路線は、天売島市街地から観音岬、赤岩等を経由して島を周回する道路である。現道の改良に当たっては、周辺の自然環境や風致景観の保全に配慮した整備を行うものとする。
	鷹の巣線 (町道東浜緑丘線)	本路線は、焼尻島東浜から「オンコの荘」と呼ばれるイチイ自然林内を通り緑丘に至る連絡道路で、現道の改良に当たっては、周辺の自然環境や風致景観の保全に配慮した整備を行うものとする。
	焼尻島周回線 (道道焼尻島線)	本路線は、焼尻島市街地から鷹の巣園地、白浜園地等を経由して島を周回する道路である。現道の改良に当たっては、周辺の自然環境や風致景観の保全に配慮した整備を行うものとする。
2 道路 (歩道)	全路線	第2.3.(2).ア.2の取扱いと同様とする。
	オンコ林線	本路線は、焼尻島東部の台地上に自生しているイチイの自然林内の歩道で、ミズナラ、イタヤカエデ、ハリギリ、

	前浜富磯線	<p>ヒロハノキハダ等の落葉広葉樹やアカエゾマツを主としエゾマツを交えた針葉樹の二段林を構成しており、これらイチイ自然林等の自然探勝のための歩道で利用者も多い。</p> <p>既設歩道の改良に当たっては、自然環境に配慮した整備を検討するとともに、関係機関と調整を図るものとする。</p> <p>本路線は、天売島前浜地区から豊畑地区を経て富磯地区及び前浜地区から和浦地区に至る自然林で野鳥観察等のための歩道として整備する。</p> <p>整備に当たっては、自然環境に配慮した整備を検討するとともに、関係機関と調整を図るものとする。</p>
	観音岬灯台線	<p>本路線は、天売島西海岸の海食崖、利尻富士の展望利用及び海鳥観察のための歩道として整備する。</p> <p>整備に当たっては、自然環境に配慮した整備を検討するとともに、関係機関と調整を図るものとする。</p>
3 防火施設	焼尻島	<p>焼尻島「イチイ自然林」保護のための防火施設として、今後、整備を図ることとする。</p>
4 園地	全地区	<p>第2. 3. (2). ア. 4の取扱いと同様とする。</p>
	愛鳥公園	<p>天売島の園地で、焼尻島の展望及び休憩のための施設として整備しているが、利用施設が老朽化しているために、改良整備を図るものとする。</p>
	観音岬	<p>天売島の園地で、天売島の西海岸の海食崖の展望利用のための施設として整備しているが、利用施設が老朽化しているために、改良整備を図るものとする。</p>
	千鳥ヶ浦	<p>天売島の園地で、天売島の西海岸の海食崖の展望と海鳥観察のための施設として整備しているが、今後の利用者の動向等を見ながら連絡道路や安全施設の改良整備を図るものとする。</p>
	赤岩	<p>天売島の園地で、本地区は我が国有数の海鳥繁殖地として国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている。現在、展望台の施設が整備されており、今後は野鳥観察舎等の施設を含めて、海食崖の展望と海鳥観察のための園地として整備を図るものとする。</p>
	オンコ林	<p>焼尻島の園地で、「オンコの荘」と呼ばれるイチイ自然林観察及び自然探勝のための利用拠点、並びに利用者の休憩所等の施設として、植生保護に配慮しながら整備を図るものとする。</p>
	鷹の巣	<p>焼尻島の園地で、天売島と白浜海岸を展望利用するための施設として整備を計画しているが、今後の利用者の動向</p>

	白浜	等を見ながら整備を図るものとする。  焼尻島の園地で、既存の野営場とともに整備されており、今後の利用者の動向等を見ながら改良整備を図るものとする。
5 野営場	全地区  白浜	第2.3.(2).ア.5の取扱いと同様とする。  焼尻島の野営場で、海水浴利用などのための拠点として便所、炊事棟等が整備されている。今後の改良整備に当たっては、自然環境に配慮し、既存敷地内での改良にとどめるものとする。

#### 4 地域の開発、整備に関する事項

##### (1) 自然公園施設

この地区へは羽幌港からの定期航路を利用するが、利用形態としては、天売島では海鳥繁殖地、海食崖景観の探勝、焼尻島ではイチイ自然林などの自然探勝のほか釣り、キャンプ、海水浴などが主体であり、利用時期は5月から9月までの夏期間に集中している。

今後は、両島の良好な自然環境を生かした利用施設の整備や改良を図るとともに、利用者へ情報提供する展示施設の整備を検討する。

なお、利用者の増加や通年・滞在型への利用を一層進めるために、四季それぞれの変化に応じた利用のあり方を検討する必要がある。

##### (2) 一般公共施設

極力樹木の伐採が生じない内容にするなど風致の維持に十分留意して進める。

#### 5 利用者の指導等に関する事項

##### (1) 自然解説に関する事項

各種団体や関係機関が協力しながら、専門の講師による自然観察会や海鳥観察会等の行事が定期的で開催されるよう努める。

また、観光協会、公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関する資料の作成配布等を行い、自然解説、自然保護教育活動を行う。

特に、天売島については、海鳥類の貴重な繁殖地でもあり、国指定天売島鳥獣保護区管理棟を中心とした海鳥類の解説活動や案内者の教育活動を進めていくものとする。

##### (2) 利用の規制

###### ア スノーモバイル等車馬の乗り入れ規制

公園内における一般車両等車馬の乗り入れ規制区域の周知のために標識類を設置し、関係機関の協力を得ながら規制の徹底を図る。

###### イ 野営の規制

駐車場と野営場の適切な管理を図る。また、野営場以外でのフリーの利用はゴミ散乱の原因にもなるので、排除に努める。

###### ウ 静穏な環境等の維持

自然公園に相応しい静かな環境の維持に努める。

### (3) 利用者の安全対策

天売島には海食崖上に園地や展望施設が整備されている。このため、利用者の安全確保のための既存防護柵の点検や注意看板を設置し、利用者へ注意を喚起する。

## 6 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

本地域の美化清掃は、各公園利用施設、各事業施設については、それぞれの設置管理者の責任において実施されており、公共的施設については、地元町が主体になって実施されている。今後はさらに利用者の増加が考えられるので、美しい自然公園としてのイメージを損なわないよう、地域住民と関係機関が一体となって、一斉清掃等を行い、計画的に美化清掃に取り組む。

また、ゴミ・空き缶等の廃棄物の不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求める。

### (2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に生育する樹木と同種の樹木による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するよう事業者を指導する。道路等の法面については、早期緑化を図るため一般的な草本種を認めるが、この場合でも現地の植生状況を踏まえ、先駆種を選定、播種し、在来植生への移行を促進させる。

## 7 その他

### (1) 関係各種団体の指導育成

本区域は、自然保護教育活動や自然観察会等を行う場所として、最適の自然環境にあることから、地域の各種団体や自然保護団体が開催する自然観察会などの行事に対し、地元町及び支庁を主体に、関係機関がこれに積極的に協力していく。

### (2) 公園区域周辺の開発計画

公園区域の隣接地等における開発計画が公園の風致景観に支障を及ぼすおそれがあり、周辺の景観保全にも問題がある場合には、地元町による都市計画又は景観保全条例等により対策を検討する。

### (3) 天売島の海鳥群集の保護対策

ウミガラス（オロロン鳥）の生息数が著しく減少した原因としては、一次的には流し網、刺し網等による混獲、餌となるイカナゴ資源の減少、海鳥繁殖地の無秩序な観光利用による攪乱、二次的にはオオセグロカモメやカラス類などの天敵により雛が捕食されてしまうことなどがあげられる。オオセグロカモメやカラス類は、島内の生ゴミや漁業系廃棄物を餌とし、これに依存しながら増加していると指摘されており、さらに、海鳥繁殖地におけるノネズミやノネコなどによる海鳥類の捕食も懸念されている。

このため、関係機関が協力して、廃棄物を海鳥等の自然環境に極力影響を与えない方法で処理することの検討や園地内のゴミ箱の撤去や利用者に対するゴミ等の持ち帰りについて指導、啓発を行っていくものとする。

また、天売島を訪れる観光客の利用目的は、海鳥繁殖地、海食崖の探勝や展望であることから、利用施設の過剰利用や無秩序な利用を防止するためにも、各種利用施設の改良整備を図るとともに、野鳥観察舎などの施設整備を行い、利用の多様化を図るものとする。

(4) 管理指針の再検討

本管理指針は、公園計画の変更等を踏まえ、必要に応じ改訂するものとする。